

平成25年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

平成25年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		104,000	△52,300	51,700
	1 国庫補助金	104,000	△52,300	51,700
4 繰入金		198,092	△17,800	180,292
	1 一般会計繰入金	198,092	△17,800	180,292
7 市債		123,200	△59,900	63,300
	1 市債	123,200	△59,900	63,300
歳入合計		425,300	△130,000	295,300

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		415,824	△130,000	285,824
	1 事業費	415,824	△130,000	285,824
歳出合計		425,300	△130,000	295,300

第2表

## 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	土地区画整理管理事務事業	3,961
		指扇土地区画整理事業	70,000

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指扇土地 区画整理 事 業	123,200	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものに よる。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、もしくは 繰上償還又は低 利に借換えする ことができる。	63,300	(補正前に同じ。)		